山形県広報誌 ◆ No.654

県民のあゆみ

2026
11
令和8年
11月号

県政を支えた歴史を刻み、郷土の飛翔を見守り続ける

令和8年8月21日山形県政150周年



特集 1　戦争の記憶継承の取組み　P.02
特集 2　やまがた教育パートナーズ　P.04
特集 3　県職員の給与の状況　P.05
奏であう人　P.08
ピックアップ 県政150周年　P.12
潜入レポート!　P.16

＼YouTubeからご覧ください。／
やまがたサンデー5でも県政150周年を記念した番組を放送しています。

今月の表紙✦

山形県郷土館 文翔館

写真は、大正5年に完成した2代目の県庁舎。国の重要文化財に指定され、山形の歴史と文化を今に伝えています。

山形県広報誌 令和8年11月号
県民のあゆみ
11 No.654
奇数月1日発行◎山形県広報広聴推進課 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 ☎023-630-2534
表紙題字｜山形県知事 吉村美栄子
県ホームページアドレス https://www.pref.yamagata.jp/

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



どうなってるの!?
山形地方・家庭裁判所

裁判所って、どんなところなの？

社会の中で起きる権利や義務についての争いごとを、公平に解決しています。

私たちが暮らす社会には、みんなが安心して生活するためのさまざまなルールがあります。それでも、お金の貸し借りなどで意見が合わなかったり、犯罪が起きてしまうことがあります。こうした争いごとや事件を、証拠をもとに法律にしたがって公平に解決するのが裁判所です。裁判官は、それぞれの話を聞き、提出された証拠を確かめながら、何が事実なのかを明らかにして、法律に照らし判断します。また、重大な犯罪を扱う裁判では、一般の市民から選ばれた「裁判員」が、裁判官と一緒に証拠を確認したり、話し合いをして判決にかかわることもあります。事件によって状況や証拠が違うため、さまざまな意見に耳を傾けながら、慎重に考えることが大切です。みんなが安心して暮らせる社会を守るため、公平な立場から争いごとの解決に向き合う。それが裁判所の大切な役割なのです。


重大な刑事事件を扱う裁判員裁判では、裁判官の両側に一般の人から選ばれた裁判員が座り、一緒に審理を行います


明治時代から現在の場所にあり、現庁舎は4代目です



山形地方裁判所裁判官
馬場 義博 さん

いろいろな人の話を聞き、自分で考えることはとても大切です。18歳以上になると、「裁判員」として裁判に参加することがありますが、裁判でさまざまな意見を出し合って話し合うことは、皆さんにとっても貴重な経験になると思います。興味を持ったら、ぜひ裁判所の見学や裁判の傍聴に来てみてください。


黒は公正さを表す色

裁判官が裁判中に着る特別な服は、「法服」と言います。黒色は、何色にも染まらず、公正な判断を下す象徴とされています。



傍聴席には記者用の席も

裁判の様子を見るための傍聴席です。その一角には、新聞やテレビなどの記者が座る席があり、メモをとるときに使える引き出し式の机がついています。


裁判官の仕事部屋

裁判がない時には、証拠書類などを読んだり裁判をどう進めるか、判決をどうするかなどについて考えたりしています。


みんなで話し合う「評議室」

裁判員裁判では、裁判官と裁判員がこの部屋に集まり、有罪か無罪か、有罪の時はどのような刑を科すかなどを話し合います。

ここに広告を載せませんか？
県民のあゆみは発行部数約 40 万部、県内に広く配布。
40 代以上の認知率約 85%を超える県広報誌です。
詳しくは
◎掲載料：1 枠 300,000 円（税込）
中面ページ 1 枠 200,000 円（税込）
◎問い合わせ先：県広報広聴推進課　☎023-630-2087
県ホームページバナー広告も募集中！
◎掲載料：1 枠 50,000 円 / 月